

北九州市 日 明 積 出 基 地 処 分 料 金 表 (公 共)
 響 灘 西 地 区 廃 棄 物 処 分 場

2021年4月1日現在

区 分	種 類	廃棄物の例示	北九州市内発生
			料金(円/t) 税込
産 業 廃 棄 物	がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物 (コンクリート破片、レンガ破片、ブロック破片等)	5,500
	燃え殻	灰かす、石炭がら、コークス灰、廃棄物焼却灰、 炉清掃排出物、ボトムアッシュ、廃カーボン等	8,500
	汚泥	製造業の製造工程から生じる泥状のもの、 ベントナイト汚泥、セメント汚泥、研磨汚泥、 下水道汚泥、浄水場汚泥等	
	金属くず	鉄くず、ブリキ、トタンくず、箔くず、鉛管くず、 銅線くず、鉄粉、切削くず、溶接かす、 アルミ建材等	
	ガラスくず、 コンクリートくず (がれき類を除く)及び 陶磁器くず	ガラスくず、耐火レンガくず、セメント製品くず、 陶器くず、磁器くず、シリカ、タイル、大理石等	
		断熱材・保温材	
		廃石こうボード	
	鉱さい	鋳物廃砂、スラグ(高炉、転炉、電気炉から発生するもの) ノロ、ボタ、サンドブラスト廃砂、不良鉱石等	
	ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設又は 産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの	
	政令第13号廃棄物	コンクリート固化物、コンクリート固形化物	
廃プラスチック類	合成樹脂、合成繊維、合成ゴム、FRP、 合成樹脂建材(塩ビパイプ、塩ビ波板)、廃タイヤ等	13,000	
ゴムくず	天然ゴム		

※ 廃棄物処分の個別基準については『北九州市響灘西地区廃棄物処分場に係る産業廃棄物等の埋立処分の基準に関わる規程』をご確認ください。
 (当社HP「書式ダウンロード」よりダウンロード可能です。)

※ 受入可能な廃棄物は北九州市内から発生したものに限りません。

※ 生産工場等で発生する廃棄物は、必要書類全ての審査通過後、現地確認実施後、約1週間(5営業日)後より処分可能となります。(建設工事等から発生する廃棄物については、書類審査のみの場合もあります。)

北九州市 日明積出基地 処分単価表

響灘西地区廃棄物処分場

令和2年(2020)8月1日現在

(消費税等を含む)

種類	廃棄物の例示	個別基準	処分単価	
産業廃棄物	がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物(コンクリート破片、レンガ破片、ブロック破片等)	5,500円/t	
	燃え殻	灰かす、石炭から、コークス灰、廃棄物焼却灰、炉清掃排出物、ボトムアッシュ、廃カーボン等	・熱灼減量10%以下のもの(ただし、産業廃棄物処理法施行令第7条に定める産業廃棄物焼却施設以外で焼却した燃え殻の熱灼減量は15%以下とする) ・大気中に飛散しないように必要な措置を講じたもの	
	汚泥	製造業の製造工程から生じる泥状のもの、ベントナイト汚泥、セメント汚泥、研磨汚泥	・無機性汚泥(熱灼減量15%以下のもの) ・含水率85%以下に脱水したもの	
	金属くず	鉄くず、ブリキ、トタンくず、箔くず、鉛管くず、銅線くず、鉄粉、切削くず、溶接かす、アルミ建材等	・最大径概ね30cm以下に破砕し切断したもの(かん類は圧砕したものに限り) ・中空でないもの	
	ガラスくず、コンクリートくず(がれき類を除く)及び陶磁器くず	ガラスくず、耐火レンガくず、セメント製品くず、陶器くず、磁器くず、シリカ、タイル、大理石等	・最大径概ね30cm以下に破砕し切断したもの(ビン類は中空でないよう破砕したものに限り)	8,500円/t
		断熱材・保温材	・最大径概ね30cm以下に破砕し、切断したもので、且つ、海水に浮遊しないよう措置を講じたもの	
		廃石こうボード	・最大径概ね30cm以下に破砕し、切断したもので、且つ、紙類が付着していないもの	
	銧さい	鋳物廃砂、スラグ(高炉、転炉、電気炉から発生するもの)、ノロ、ボタ、サンドブラスト廃砂、不良銧石等	・最大径概ね30cm以下に破砕し切断したもの	
	ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの	・大気中に飛散しないように必要な措置を講じたもの ・湿式集塵施設で補集したものは、含水率85%以下に脱水したもの	
	政令第13号廃棄物	コンクリート固化物、コンクリート固化物	・安定化が確認されたもの	
廃プラスチック類	合成樹脂、合成繊維、合成ゴム、FRP、合成樹脂建材(塩ビパイプ、塩ビ波板)廃タイヤ等	・中空の状態でないようにし、且つ最大径概ね15cm以下に破砕し切断したもの	13,000円/t	
ゴムくず	天然ゴム	・最大径概ね15cm以下に破砕し切断したもの		

※処分料金は、積載重量を実計量し、100kg単位(端数切り上げ)で徴収します。

※以下受入できないもの

- ・北九州市外で発生したもの
- ・石綿含有廃棄物(石綿スレート、Pタイル等)
- ・搬入時に内容物の目視確認ができないもの(ビニール袋、土のう袋、フレコンバック、パッカー車、バキューム車等による搬入)
- ・毒物及び劇物取締法、農薬取締法及び消防法に規定される毒劇物、農薬、危険物など有害なもの
- ・液状のもの、可燃性のも、腐敗するもの、油分を含むもの、悪臭を発生するもの、飛散性のあるもの
- ・その他理立に支障があるもの(上表以外の可燃物等)

※産業廃棄物の受入に際しては、事前に、発生工程、分析試験結果等の審査及び処分契約の締結が必要です。

(廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類はスポット契約での処分が可能です。)

※産業廃棄物を搬入する際は、法律で定められたマニフェストの提出が必要です。(マニフェストの事後処理・再発行は行いません。)

※断熱材・保温材類は、排出事業者による廃石綿等と区別できる証明書が必要です。

※医療系の非感染性廃棄物は、医師等による感染性廃棄物と区別できる証明書が必要です。

※かん、びん、ペットボトル類は、再資源化できない理由書が必要です。

種類	廃棄物の例示	個別基準	処分料金
一般廃棄物	がれき類等	上記がれき類等に類するもの	4,500円/t
	がれき類以外のもの	上記がれき類以外の産業廃棄物に類するもの	7,500円/t

種類	個別基準	処分料金	
土砂等	一般土砂	・最大径概ね30cm以下のもの ・事前に土壌汚染のおそれがないことを確認したもの	2,200円/t
	管理土	・最大径概ね30cm以下のもの ・一般土砂の判定基準を超過するが、廃棄物等の受入基準を満たすもの	4,500円/t
	スポット土砂	・最大径概ね30cm以下のもの ・事前手続きなしに直接処分場に搬入された土砂等	

- ・一般土砂及び管理土の搬入については事前に響灘事業所で所定の手続きを行ってください。手続きには約5日程度かかります。
- ・発生場所によっては、事前に重金属類等の分析結果の提出が必要となります。

図1

響灘西地区
廃棄物処分場
案内図

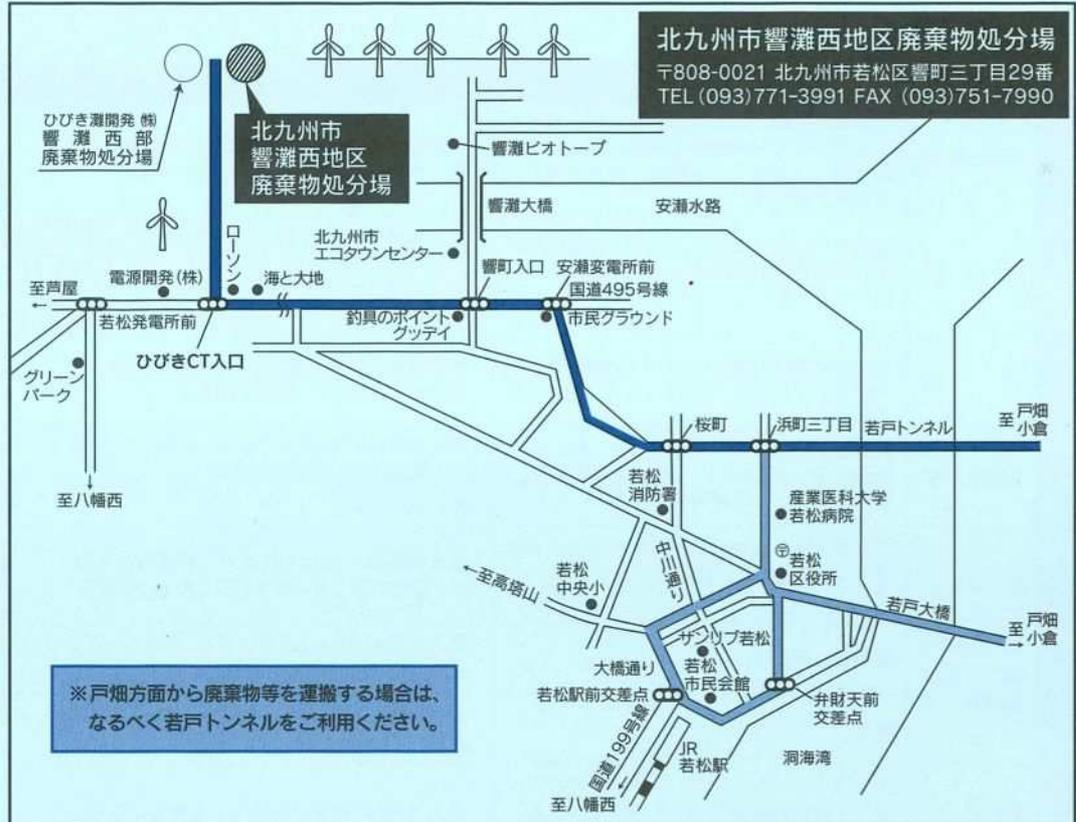
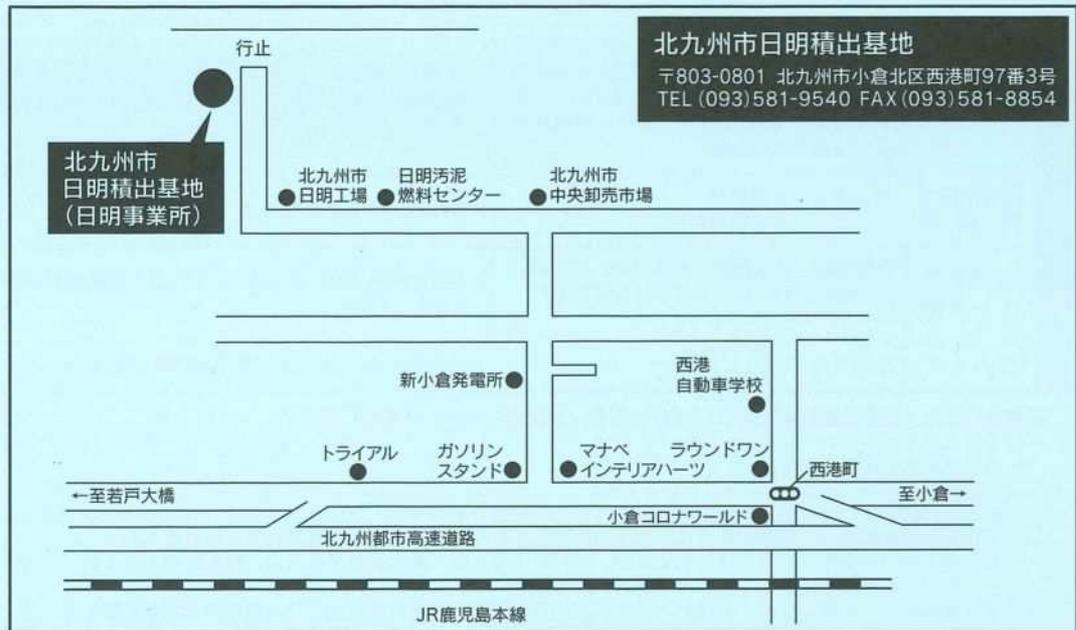


図2

日明積出基地
案内図



処分場ご利用に
際してのお願い

【遵守事項】

1. 公道での法定速度及び場内での制限速度を遵守してください。
2. 乱暴な運転や道路に積荷をこぼすことが無いようにしてください。
3. 廃棄物が飛散しないようにしてください。
4. 若戸大橋を利用する車輛は、若松市街地を避け、図1の決められたルート(青線)を通行してください。
※遵守事項を守れない場合には、搬入をお断りすることがありますのでご了承ください。

開場時間と休場日

開場時間 (午前)8時30分から12時00分まで (午後)1時00分から5時00分まで
休場日 土曜日・日曜日・祝日及び年末年始

〈お問い合わせ先〉 **ひびき灘開発株式会社 響灘事業所** 産業廃棄物処分業許可番号：第7630004184号

〒808-0021 北九州市若松区響町三丁目29番 TEL(093)771-3991 FAX(093)751-7990

※中小企業法に基づく中小企業から発生する廃棄物及び中小企業発注工事で発生した廃棄物のみ受入できます。詳しくはお問い合わせください。

北九州市環境局循環社会推進部施設課 〒803-8501 北九州市小倉北区内1-1 TEL(093)582-2184

